

配置技術者等の雇用確認に係るお願い

令和2年 12月

上下水道局総務課

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」で個人情報保護の観点から新たな規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されたことにともない、配置技術者等の雇用確認資料として保険証等の写しを提出いただく際には、下記のことにご留意いただき、提出いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

保険証の写し等を提出していただく際は、個人番号（マイナンバー）や保険者番号及び被保険者記号・番号（QRコードがある場合は、QRコード含む）を黒く塗りつぶしていただくなど、判読できないようにマスキングを施してください。

以上